

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

いなべ市長 日沖 靖

市町村名 (市町村コード)	いなべ市 (24214)
地域名 (地域内農業集落名)	藤原町中里地区 (川合、日内、長尾、上相場、米野、上之山田、下相場、鼎(清司原))
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月1日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域は西側は養鈴湖～山林～工業団地から員弁川に接し、東側は旧北勢町との間の山林に接し、地域内を2級河川相場川が流れる南北に長い地域である。

地域内の農地のほとんどは圃場整備済であり、概ね平坦で2反～3反程度の区画が多いが、一部地区では大型機械の使用が困難な小区画圃場があり今後の営農の課題となっているほか、平成初期に行われた事業であるため水路等施設の老朽化が課題となっている。

また獣害が深刻であり、サル、シカ、イノシシ、ハクビシン等により農作物に深刻な被害が出ている状況である。地域北側では保全管理ほ場及び耕作放棄地が増加しており、水路清掃や除草作業等は、多くの集落で多面的機能支払交付金等を活用し実施しているが、集落人口の減少及び高齢化、農地所有者の意識低下により維持管理人員の不足が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻(主食用・飼料用)を主体に一部麦及び冷涼な気候を生かした蕎麦を作付けする作付体系及び集落単位でのブロックローテーションを継続し、水田の収益力の向上に努める。

現状、ほ場については獣害対策用の侵入防止柵で囲んであるが、今後の柵の保全管理や除草作業、害獣の追い払い等については農地所有者だけではなく広く自治会会員からも作業者を募ったり、管理費用を別途徴収する等して対応が必要。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	135.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	135.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

現在の担い手へ、計画的、段階的に農地の集積・集約化を進める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積、圃場の団地化率の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
法に基づき農地中間管理機構を活用するが、従来の円滑化事業におけるJAのような担い手と所有者のマッチングの役割が機能しておらず、中間管理機構の存在意義がわからない。
(3)基盤整備事業への取組方針
補助事業等を活用できれば、農地の更なる大区画について検討したいが、負担金が発生すると農地所有者の理解が得にくいため取り組みは困難。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
目標地図の担い手への集積、集約を進めるが、新規就農者等も積極的に受け入れたい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
除草作業等でシルバー人材センターを活用する。 現在も取り組んでいる地域の担い手を中心とした共同防除作業について引き続き推進する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地区全域で獣害被害が拡大しており、侵入防止柵等は広い範囲で設置されている。今後は施設の維持管理が課題。
 ③担い手を中心にスマート農業については積極的に推進する。
 ④市内の水稲農家と連携し輸出米に取り組む。
 ⑦不整形地や山林辺縁部の湿田等、今後耕作が見込めない農地については保全管理に切り替えていく。